

平成3年度

仙台教育事務所管内  
学校事務研修会

記録集

平成3年9月13日

仙台教育事務所管内事務職員会

# 3年9月研修 記 錄

[設問1のうち]

勤務校で日曜日に P T A 主催の～

(助 言 者) P T A 主催の行事の参加については大変難しいことだと思います。というのは、その行事に参加することが本来の職務にどれだけ還元するものであるかということが問題となるからです。

ですから、P T A 主催の関連行事に関する出張命令等については、学校教員本来の職務にどれだけ関連があるものであるかが判断の基準になるということでP T A 行事＝校務とは認めませんよということではないと思います。

[設問2]

(亘 理 小) 国家賠償法の適用について、故意又は過失がある時はどのようになるのでしょうか。

(話題提供者) 国家賠償法第1条第2項により故意又は過失がある場合でも同法は適用されますが故意又は過失がある場合「国又は地方公共団体はその公務員に対して求償権を有する」ことになります。

(助 言 者) ——自家用車の使用承認について——

自家用車の使用承認について特別の事由がある場合には自家用車で行ってよいということが原則ですので、「特別の事由」ということで自家用車の使用承認の特認を受けければ可能です。

——生徒を同乗させたことについて——

事故が起きた場合に、校長の職務命令があっても校務災害に認定され補償金が支払われるのは当該職員だけになり、生徒については本人の任意保険とか自賠責で保証されることになります。

以上のこと考慮すれば、自家用車の使用・生徒を同乗させる出張命令を出すことが適当であったかということが問題になりますので、簡単に設問のような命令をだせるものではないというのが理屈です。

[設問3]

時間外勤務を命じ、相当する時間数を～

(助 言 者) 翌週の月曜日の勤務時間から減らすということには限定されず  
解答の中にある「時間外勤務を命ずる場合の留意事項」のイに基づいて行なっていきたいと思います。

(助 言 者) 国民の祝日については、給料がでている日なので勤務を命ずること  
ができるのではなく、特別の事情のないかぎり勤務を免除する  
ということができるということなので、休日出勤の手当の問題もここではでてこなくなります。

宅修について

通常の場合は、元気回復等の措置を講じなければならない  
ということで、勤務等を勘案しなさいということだと思う  
のですが、実際には宅修扱いにするのであれば、承認申請書と報告書が必要になると思います。

## 相続税と贈与税

仙台北税務署個人課税第6部門統括官

佐藤 直亮

ただ今御紹介にあずかりました仙台北税務署個人課税第6部門の統括官佐藤直亮でございます。仙台北税務署の個人課税の第6部門、第7部門は資産税を扱っております。資産税には相続税、贈与税その他譲渡所得、山林所得、有価証券取引税、登録免許税などを扱っております。なお、今年7月10日の機構改革で広報課というものができましたが、今日のような研修会や学校の児童生徒に対する研修関係などをやっておりますので、もし、計画されるときは広報課まで講師派遣依頼をしていただければよろしいかと思います。

今日は『相続税と贈与税のあらまし』について、皆さんに配布してある平成3年分の「知っておきたい税情報」をもとにお話していきたいと思います。

まず、相続税についてですが「知っておきたい税情報」のP23を開いてください。相続税というのは財産を相続したときの税ですが、相続税法に基づいております。相続税法には相続税と次にお話する贈与税について規定されております。普通税法は所得税法 — 所得税、消費税 — 法消費税のように1税法1税目になっておりますが相続税法だけは1税法2税目になっております。なぜ2つの税目があるかというと相続税は死亡して財産を受け取る際にかかる税金ですが、生前に財産を分け与えた場合税金がかからなくなるのを防ぐため贈与税という税目ができたわけです。

相続税法を理解するには民法の相続親族編を理解する必要がございます。民法に相続人についてでており、相続税のしくみというところでは計算の方法が書いてあります。「知っておきたい税情報」のP24に法定相続分の主な例が載っています。子がいる場合は配偶者は2分の1、子は残り2分の1×子の数、これが民法で定めた法定相続分となります。純遺産額は 総遺産価格 - 非課税部分（借金、葬儀費用等）となります。課税対象額は 純遺産額 - 基礎控除 となり、基礎控除の計算は 4,000万 + 800万 × 法定相続人数 となります。そこで問題となるのは法定相続人数で、たとえば、直系の卑族を養子縁組をし、子の数を増やすと基礎控除の金額が大きくなるため相続税が少なくなります。相続税額を少なくするためだけで養子縁組をするケースが増えたため、養子は実子がある場合1人まで、実子がない場合2人まで法定相続人に

認めると昭和63年1月1日から改められました。この課税対象額を法定相続人で前述のとおり案分し、おのおの金額に基づいて所定の税率を掛けて法定相続人毎の税金を算出します。多くもらった人は相続税を多く、少なくもらった人については少なく収めていただくというのが相続税のしくみになります。

次に申告期限についてお話しします。申告期限というのは「死亡を知った日から6ヶ月以内」になり、この間に申告と納税をしなくてはなりません。関連でもう1つ忘れていいのは所得税がございます。この所得税については4ヶ月以内に準確定申告をする必要があります。

ところで先ほど申し上げた総遺産価格についてですが、どういうのが財産としてみられるのかといいますと、土地・土地等（借地権）・建物・事業用資産（商品等）・有価証券（株、債権、投資信託）・現金・預貯金・家財・生命保険金・退職金・立木・その他がございます。これらのうち土地・土地等の価値の評価のしかたですが、路線下方式と倍率方式というのがありますて主に市街地については路線下方式、他の地域については倍率方式で計算します。建物の評価については固定資産税の評価額となります。事業用資産の評価については帳簿価格によります。それから特殊なものとして生命保険金と退職金がございます。これらは死亡を原因として支払われるものですから本来の相続財産ではないので遺産分割協議書の対象外の財産になります。ですからこれらについては非課税限度がもうけられています。生命保険については500万円×相続人数、退職金についても500万円×相続人数の非課税限度額がございます。

次に贈与税の概要ということですが、贈与税というのは生きている人から財産をもらったときにかかる税金です。基礎控除は60万円です。この時よく間違えるのは1人が複数の人から贈与された時におのおの贈与した人毎に基礎控除の60万円があるではなく、合計金額から60万円を控除されるということです。贈与される財産の種類については相続税の場合と同じでございます。

住宅取得資金の贈与については、血族である父母や祖父母から平成3年12月31日までに住宅取得資金の贈与を受けた時には、次の要件に当てはまれば500万円までは軽減されます。（但し、土地のみの購入の場合は住宅取得資金にはあたらぬため軽減されません。）次の要件とは

- 1, 日本国内に住所を有すること。
- 2, 贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその資金の全部を居住用家屋の新築または取得に当てること。

- 3, 面積が40m<sup>2</sup>以上200m<sup>2</sup>以下であること。
- 4, 入居基準は3月15日までに居住しているか、または居住することが確実であること
- 5, 贈与前5年以内に自己または配偶者の居住用財産がないこと。
- 6, その年の合計所得金額が800万円以下であること。

これらの条件を満たし証明されなくてはなりません。そして、どのように軽減されるかを説明しますと、本来ならば贈与税は1年につき60万円までの基礎控除であるわけですので、単に500万円の贈与を受けた場合の贈与税額は所定の税率により198万円になりますが、住宅取得資金のために500万円の贈与を受けた場合は特別に年あたり100万円の贈与を5年間分先取りしたものとみなすようになります。つまり、本来100万円の贈与についての贈与税額は4万円になりますが、その5年間分ですから500万円の贈与を受けた時には20万円の贈与税額に軽減するということです。なお、100万円の贈与を5年間分先取りして贈与税額を軽減された場合、60万円の基礎控除も先取りしたことになるので翌年以降先取りした年まで基礎控除の権利はなくなります。

その年の1月1日から12月31日までに受けた贈与は、翌年の2月1日から3月15日までに申告と納税しなくてはなりません。

生命保険金と税金についてお話しします。「知りたい税情報」のP18です。皆さんのが取り扱っている年末調整の関係で、保険料を支払ったときは生命保険料控除ができるということはよく御存じだと思います。それでは保険金を受け取ったときの取り扱いはどうなるでしょうか。

例	被保険者	保険料負担者	保険金受取者	夫の生死	所得区分
例1	夫	夫	夫	生存中	一時所得対象
例2	夫	夫	相続人	死亡	相続税対象
例3	夫	夫	妻	生存中	贈与税対象
例4	妻(無職)	妻	妻(中途解約金)	死亡	相続税対象

例	被保険者	保険料負担者	保険金受取者	妻の生死	所得区分
例 5	妻	夫	夫	死亡	一時所得対象
例 6	妻	夫	夫	生存中	一時所得対象

### ※一時所得の計算

保険料収入 - 経費 - 特別控除（50万円） = 一時所得の所得金額

一時所得の所得金額の2分の1課税

保険金収入・・満期保険金、配当金

経 費・・保険料掛金の合計

例3のように、契約上満期保険金の受取人が配偶者になっていることがあると思いますが、この場合は保険満期の期日前までに満期保険金の受取人を保険料負担者に変えれば一時所得だけで済みます。

例4の場合、契約上妻が保険料を負担しているとしても実質的には妻に収入がないので夫が負担していることになります。そのようなときに夫が死亡してしまったので、妻が保険を解約したときに受け取る中途解約金は相続税の対象となります。

例5、例6を見て気がつくと思いますけども、所得区分が何で決定されるかといいますと保険料負担者が誰なのか、受け取り人が誰なのか、これによって決まってきます。保険料負担者と受け取り人が違っていれば、満期なのか死亡なのかによって贈与になるとか相続になるとか決まってきます。

配偶者と税についてお話しします。「知りたい税情報」のP15です。所得税、相続税、贈与税の中には必ず配偶者に対する寄与分をみております。たとえば所得税については年末調整するときに配偶者控除や配偶者特別控除というのがあります。それから贈与税の場合には配偶者控除ということで、住宅取得資金もしくは居住用の財産を配偶者に贈与したときには2,000万円、基礎控除60万円、合計2,060万円まで税金がかかりません。婚姻期間連続20年以上であることが条件になります。贈与税の場合には財産としての2,060万円までは税金がかからないということですが、相続税の場合、配偶者控除は8,000万円か法定相続分までのいずれか多い方の金額を税額から差し引くようになります。但し、相続税の申告期限である、死亡した時から6ヶ月

以内に遺産分割協議書が整っていることが条件です。相続争いなどの理由で6ヶ月以内に遺産分割協議ができなければこの配偶者控除は認められません。6ヶ月経過時点で未分割の場合は遺産分割協議書が整った時点で配偶者控除を適用するようになります。

税理士の先生方のお話しによると、この遺産分割協議書が終われば申告書の依頼を受けた内の7割から8割は終わったといいます。親子、兄弟同士の醜い相続争いを避けるためにも普段から仲良くしていることが肝要だと思います。

次はマイホームと税についてですが、ここではローン控除についてお話しします。「知っておきたい税情報」のP7のマイホームを持ったときの税というところです。正式には住宅取得等特別控除というのですが、これは住宅を取得する際に金融機関等から借り入れた場合受けられるものです。住宅取得控除はその年の年末の残高が2,000万円までは1%の20万円、2,000万円を超える2,500万円までは0.5%の2万5千円、合計22万5千円を限度として税金をお返ししますというものです。これは6年間受けられます。最初の年だけは確定申告をしていただきますが、翌年以降は年末調整を受けられる書類を税務署から御本人の方へ送りますので、その書類で年末調整受けさせていただくことになります。なお、その他住宅を取得した際にかかる税金に、印紙税、不動産取得税、登録免許税等があります。それから、住宅取得控除を確定申告する場合は受け付け期間のなるだけ早いうちに申告されることをお勧めいたします。3月10日過ぎに申告されると大変混み合いますし、税金還付時期も遅れてしまいます。

今まで住宅を取得したときの税金についてお話しいたしましたが、それでは住宅を売ったときの税金はどうなるでしょうか。住宅を売ったんですからこれは譲渡所得になります。譲渡所得の中でも住宅を売ったときには分離課税になっております。分離課税ということは税金をその人の総収入とは別個の計算しますよということです。ただし、実際申告する場合は自分の給与の源泉徴収票は税務署に持参して下さい。

住宅を売った場合のうち、居住用住宅を売ったときは3,000万円の特別控除があります。もし、居住用住宅の一部を店舗または賃貸などの事業用に使用していたならばその部分には特別控除の対象外であり、あくまでも居住用の部分だけこの特別控除の対象となり税率も軽減されます。その税率の軽減は「知っておきたい税情報」のP10の右側の表に載っています。これらの制度を受ける条件は、3,000万円の特別控除については住宅を所有してから5年以上で可、税率の軽減措置は住宅を所有してから10年以上で可となります。たとえば、売却価格が4,000万円以下で所有期間が10年以下の

場合の税率は20%になるのですが、所有期間が10年以上であれば10%の税率になります。

住宅の譲渡所得の関係は今回の議題とかけ離れましたが、よくでてくる事だと思います。もしこういう事例がでましたら、早目に相談していただければ具体的なお話ができると思いますので、税務署の方にお電話していただくか来ていただくかしていただければありがたいと思います。そろそろ時間でございます。どうもありがとうございました。